

6 監 第 5 4 号

令和7年2月14日

二本松市長 三保 恵一 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和6年度定期監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により令和6年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

6 監 第 5 4 号

令和7年2月14日

二本松市会計管理者 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和6年度定期監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により令和6年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

6 監 第 5 4 号

令和7年2月14日

二本松市議会議長 本多 勝実 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和6年度定期監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により令和6年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

6 監 第 5 4 号

令和7年2月14日

二本松市農業委員会会長 佐藤 勝則 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和6年度定期監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により令和6年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

6 監 第 5 4 号
令和7年2月14日

二本松市選挙管理委員会委員長 平舘 泉 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和6年度定期監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により令和6年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

6 監 第 5 4 号

令和7年2月14日

二本松市代表監査委員 守岡 健次 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和6年度定期監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により令和6年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

令和 6 年度定期監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、二本松市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し実施した。

2 監査の概要

(1) 監査の種類（根拠法令）

定期監査（地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項）

(2) 監査の対象

① 対象部局

行政委員会等

会計課・議会事務局・農業委員会事務局・選挙管理委員会事務局

監査委員事務局

② 対象範囲

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの執行分

令和 5 年度分各種団体に対する補助金

(3) 監査の実施日程等

① 監査の期間 令和 7 年 1 月 28 日から令和 7 年 2 月 13 日まで

② 監査委員監査 令和 7 年 2 月 13 日

③ 監査実施場所 監査委員事務局

(4) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適法、適正、かつ効率的に行われているか、また、それら事業は経費に見合った効果を挙げているか等を主眼とした。

(5) 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた定期監査資料及び書類並びに帳簿類を調査するとともに、関係職員の出席のもと、事務事業の概要及び執行状況について説明を受け、必要に応じて質疑等を行った。

3 監査の結果

事務の執行が適法、適正、かつ効率的に行われているかどうかという観点から監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められたが、次に記載のとおり意見要望とする事項があったので、内容を十分把握、精査のうえ、必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善及び留意すべき事項で軽微なものについては、監査執

行の際に改善を指導した。

4 意見要望とする事項

会計課について、窓口払い等多額の現金を取り扱うため、犯罪の抑止力効果等を図る観点からも、早急に防犯カメラを設置すべきと考える。